

第3節 映画

映画に著作物を利用する場合及び著作物を上映する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 録音

(1) 著作物を映画に利用する場合、著作物1曲の使用料は、下表の額とする。

映画類別	利用時間	5分まで	5分を超え 10分まで	10分を超え 20分まで
	一般娯楽		50,000円	75,000円
その他		20,000円	30,000円	40,000円

ただし、利用時間が1分までの場合は、「5分まで」の場合の額の1/4を使用料とする。

また、利用時間が20分を超える場合の使用料は、10分までを増すごとに、「10分を超え20分まで」の場合の使用料に、「5分まで」の場合の額の1/2を加算した額とする。

(2) 著作物を「イベント収録」（イベントにおいて利用される著作物を、イベントとともに収録するもの）に利用する場合、著作物1曲の使用料は、下表の額とする。

映画類別	利用時間	5分まで	5分を超え 10分まで	10分を超え 20分まで
	イベント 収録	演奏会	70,000円	105,000円
演奏会以外		50,000円	75,000円	100,000円

ただし、利用時間が1分までの場合は、「5分まで」の場合の額の1/4を使用料とする。

また、利用時間が20分を超える場合の使用料は、10分までを増すごとに、「10分を超え20分まで」の場合の使用料に、「5分まで」の場合の額の1/2を加算した額とする。

2 上 映

- (1) 映画の上映使用料は、(2)、(3)または(4)による場合のほかは、映画1本上映1回について下表のとおりとする。

定員数	類別		一般娯楽	その他
	入場料			
500名未満	150円未満		400円	120円
	300円未満		600円	180円
	300円以上		800円	240円
1,000名未満	150円未満		600円	180円
	300円未満		800円	240円
	300円以上		1,200円	360円
1,500名未満	150円未満		800円	240円
	300円未満		1,200円	360円
	300円以上		1,600円	480円
1,500名以上	150円未満		1,200円	360円
	300円未満		1,600円	480円
	300円以上		2,000円	600円

なお、当分の間、映画類別が「イベント収録」のものについては「一般娯楽」の額とする。また、平成25年12月31日まで実施されていた規定において「劇映画」であったものは「一般娯楽」の額、「文化映画」であったものは「その他」の額、「ニュース映画」であったものは「その他」の額の1/3の額とする。

- (2) 映画上映者が月間契約を締結する場合の映画の上映使用料は下表のとおりとする。

ただし、上映時間が月間150時間未満の場合は下表の金額の1/2、月間50時間未満の場合は下表の金額の1/4とし、(3)により契約の締結された映画および(4)に掲げる連合会の会員たる組合の組合員の場合は(4)により契約の締結された映画の上映時間は、この上映時間に算入しないものとする。

定員数	類別 入場料	定員1名あたりの月間上映使用料			
		劇映画(ニュース映画、文化映画を併映する場合を含む)	ニュース映画だけを上映する場合	文化映画だけを上映する場合	ニュース映画と文化映画とだけを上映する場合
500名未満	150円未満	4円	0.4円	1.2円	0.8円
	300円未満	6円	0.6円	1.8円	1.2円
	300円以上	8円	0.8円	2.4円	1.6円
1,000名未満	150円未満	6円	0.6円	1.8円	1.2円
	300円未満	8円	0.8円	2.4円	1.6円
	300円以上	12円	1.2円	3.6円	2.4円
1,500名未満	150円未満	8円	0.8円	2.4円	1.6円
	300円未満	12円	1.2円	3.6円	2.4円
	300円以上	16円	1.6円	4.8円	3.2円
1,500名以上	150円未満	12円	1.2円	3.6円	2.4円
	300円未満	16円	1.6円	4.8円	3.2円
	300円以上	20円	2.0円	6.0円	4.0円

- (3) 製作者または配給業者が映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき録音使用料の20/100とする。
- (4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第53条により組織された興行場営業に係る生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）が、会員たる組合の組合員のために映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき録音使用料の20/100の範囲内において、連合会と協議のうえ定めるものとする。

(映画の備考)

(用語の定義等)

① 映画

本規定の「映画」とは、映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、影像を連続して固定したものをいう。

② 一般娯楽

本規定の「一般娯楽」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画をいい、映像の種別や内容を問わない。これに該当しない場合は「その他」とする。

③ イベント収録

本規定の「イベント収録」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画のうち、コンサート、オペラ、バレエ、ミュージカル、レビューショー、演劇などの催物等において利用される音楽著作物を、当該催物等とともに収録するものをいい、その内容により「演奏会」と「演奏会以外」に区分する。

④ 上映

本規定の「上映」とは、映画をスクリーンに映写することをいい、ラジオ放送及びテレビジョン放送を含まない。

⑤ 上映における広告映画及び総上映時間60分未満の漫画映画は映画の類別中の文化映画に含むものとする。

⑥ 2 上映(1)及び(2)の「入場料」とは、大人の普通入場料金（消費税額を含まないもの。全席指定席の場合は、その最低料金とする。）をいう。

⑦ 2 上映(2)の「劇映画」「文化映画」「ニュース映画」の適用範囲は、平成25年12月31日まで実施されていた規定の例による。

(使用料計算の特例)

- ⑧ 本規定の録音使用料には依頼料又は書き下し料金を含まない。
- ⑨ 録音使用料について、使用料を委託者がその都度指定することとしているときはその額とする。
- ⑩ 2 上映(1)の規定の適用にあたり、入場料が 300 円以上の場合の使用料は、150 円を超えるごとに、同規定表中の「300 円以上」の場合の使用料に、定員数「500 名未満」の区分においては、「150 円未満」の額の 1/2 を加算して得た額、定員数「1,000 名未満」以降の区分においては、「500 名未満」の区分における「150 円未満」の額を、それぞれ加算して得た額とする。
- ⑪ 2 上映(1)及び(2)の規定の適用にあたり、定員数の定めがない場合は入場者実数を定員数とし、入場料のない場合は各料金表の定員数別の最低額を上映使用料とする。
- ⑫ 2 上映(3)及び(4)の規定の適用にあたり、外国映画又は映画の備考⑨が適用される楽曲など、本規定 1 録音の適用を受けない楽曲を上映に利用する場合は、同規定の「録音使用料」は、1 録音の規定の範囲内で定める。

(本規定により難しい場合の使用料)

- ⑬ 映画の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。